

【新設】(出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金)

9-4-7の2 法第37条第4項《寄附金の損金不算入》に規定する「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば次のようなものが該当する。

- (1) 寄附金の使途を出資業務に限定して募集されたもの
- (2) 出資業務に使途を指定して行われたもの

【解説】

- 1 令和3年度の税制改正により、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額に達するまでの金額の損金算入制度（以下「本制度」という。）が見直され、本制度の対象となる寄附金から「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」が除外された（法37④）。

これは、出資業務に充当することを目的とした寄附は、その出資先の法人及びその関係者により行われることが容易に想定され、その寄附金を原資とした出資が行われることによりその寄附者が利益を受ける可能性があり、税制の公平性の観点から問題が生ずるところ、近年、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律や地方独立行政法人法の改正によって出資を行うことができる研究開発法人等が増加している状況を踏まえ、本制度の対象外とされたものである。

- 2 ところで、特定公益増進法人においては、様々な業務が行われており、受け入れた寄附金についてその様々な業務に充てられることになるが、その中で具体的にどのような寄附金が「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」に該当するのかという疑義が生ずる。

この点、使途を出資に関する業務に限定して募集された寄附金や出資に関する業務に使途を指定して行う寄附金については、特定公益増進法人において受け入れた寄附金を出資に関する業務に充てることとなるものであるから、このように受入側又は寄附側において、「出資に関する業務」に充てる旨の意思が示された寄附金については、ここでいう「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」に該当することを例示的に明らかにした。

これについては、例えば、独立行政法人にあっては、使途を指定した寄附金を受領した場合には、その受領した寄附金を会計上は負債として経理しなければならない（独立行政法人会計基準第85、(注)65）こととされているが、これは、そのような寄附金を受けることによって、その指定された使途のための支出に充てなければならない一種の責務を負うことになるとの考えに基づくものであり、そのような会計処理とも整合的である。

一方で、使途が具体的に指定されていない寄附金のように、出資に関する業務に充てられるかどうか寄附時点で不明確なものについては、「充てられることが明らかな」とは言えない。

- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通8-4-14の2）を定めている。